

議案第 101 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条の 7」を「第 34 条の 8」に、「小学校低学年の児童」を「小学校の児童」に改める。

第 3 条中「1 年生から 3 年生の児童」を「児童」に改める。

別表 1 に次のように加える。

新居放課後児童クラブ	伊賀市西高倉 3146 番地
三訪放課後児童クラブ	伊賀市三田 986 番地の 1
西柘植放課後児童クラブ	伊賀市新堂 160 番地

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中「小学校低学年の児童」を「小学校の児童」に改める改正規定及び第 3 条の改正規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。